

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第12号

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例施行規則（平成21年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年四日市市条例第3号。以下「条例」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）及び条例第5条に規定する合議体（以下「合議体」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 <u>審査会</u>の会議は、会長が招集し、会長は、審査会の議長となる。</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成21年四日市市条例第3号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、四日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）及び条例第5条に規定する合議体（以下「合議体」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 審査会会議は、会長が招集し、会長は、審査会の議長となる。</p> <p>2から5まで (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)